

蕨市役所仮設庁舎跡地利活用に関する民間活力導入支援業務（アドバイザー業務）委託公募型プロポーザル 質問回答書

番号	質問項目、書類、関連頁等	質問事項	回答
1	【会社概要書について】 実施要領（P.3）	実施要領（8.（2）ア 会社概要書） 参加申込書に添付する会社概要書について、様式は自由とありますが、必須の記載事項等がありますでしょうか。 また、会社概要書は会社案内でもよろしいでしょうか。	会社概要書については、社名や設立時期、代表者名が記載されるものと想定されますが、必須で記載を求める事項はありません。 会社概要書は会社案内でも差し支えありません。
2	【業務実績調書について】 実施要領（P.3）	実施要領（8.（2）イ 業務実績調書） 参加申込書に添付する業務実績調書について、策定した計画書等を添付することとありますが、どのようなものを想定されておりますでしょうか。	一例として、事業者がアドバイザー業務等で策定を支援した、公共施設の整備にかかる基本計画等が想定されます。
3	【様式第7号～第10号について】 実施要領（P.4）及び各様式	様式7～様式10は1枚で作成しなければならないのでしょうか。（ページを増やすことは可能でしょうか。）	必ずしも1枚で作成しなければならないものでなく、ページを増やすことは可能ですが、内容の趣旨が理解しやすいよう簡潔かつ明瞭にまとめてください。
4	【様式第7号～第10号について】 実施要領（P.4）及び各様式	様式7～様式10におけるフォントサイズ・スタイル等の制限はありますか。	制限はありません。
5	【様式第7号について】 実施要領（P.4）及び様式第7号	様式7において業務内容・工程・スケジュールを表で作成したいと考えておりますが、表中のフォントサイズの制限はありますか。	制限はありません。
6	【事業者募集要項（案）の作成について】 仕様書（P.2）	仕様書（4.4-2（6）事業者募集要項（案）の作成） 募集要項（案）及び様式（案）の作成は業務内容に含まれておりますが、事業者の選定に係る選定基準（案）の作成は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、本市と受託者で協議のうえ、関連する提案等を受託者が行うことは差し支えありません。

蕨市役所仮設庁舎跡地利活用に関する民間活力導入支援業務（アドバイザー業務）委託公募型プロポーザル 質問回答書

番号	質問項目、書類、関連頁等	質問事項	回答
7	【検討委員会への支援について】 仕様書（P.2）	仕様書（4.4-2（7）検討委員会への支援） 検討委員会への支援は、「事業者募集に向けた、跡地利活用の方向性や事業手法の検討等に係る庁内合意形成のための委員会」と「事業者募集に係る選定のための委員会」のどちらにあたりますでしょうか。 また、委員会構成員の想定はありますでしょうか。	検討委員会は庁内の合意形成等のために運営する想定です。 現時点で構成員の想定はありません。
8	【検討委員会への支援について】 仕様書（P.2）	検討委員会の開催時期が決まっているようでしたら、ご教示ください。	現時点では決まっています。
9	【基本協定締結に関する支援について】 仕様書（P.2-3）	仕様書（4.4-2（8）基本協定締結に関する支援） 基本協定締結に向けた支援が業務内容に含まれておりますが、基本協定書（案）及び各種契約書（案）の作成は、業務に含まれないという理解でよろしいでしょうか。 また、これらの作成にあたり必要となる弁護士費用についても貴市の負担となりますでしょうか。	基本協定書（案）及び契約書（案）の作成を含みます。 書類作成等にかかる弁護士費用は受託者が負担してください。 ただし、基本協定締結にあたって、専門性・特殊性のある事項が生じた場合などにおいて法務的な確認を要する際に、本市と受託者で協議のうえ、別途費用として弁護士費用等を市が負担する場合があります。
10	【打合せ協議について】 仕様書（P.3）	打合せ協議の回数は最低何回でしょうか。	5回を想定していますが、本市と受託者で協議のうえ、回数は変更できるものとします。
11	【参加申込書や企画提案書等の提出について】 書類全般	参加申込書や企画提案書等の提出の際、黒塗り等で社名を伏せて提出する必要がありますでしょうか。	副本として提出を求めている、企画提案書に添付する書類ア～オ（様式第7号～第10号、参考見積書）の書類9部、及び、プレゼンテーションの際に使用する提案説明資料については、社名部分の黒塗りをするや、社名やロゴを記載しないなど、社名がわからないようにしてください。 参加申込書や企画提案書については、社名がわからないようにする必要はありません。